

監事意見書

独立行政法人通則法第三十八条第2項の定めに基づく、電子航法研究所の平成14年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員からの説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧および証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

II 監査の結果

1. 財務諸表は法令に従い適正に表示していると認める。
2. 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。

平成15年6月24日

独立行政法人 電子航法研究所

監事 曾 和 恵 三

監事 鈴 木 清



(注) 私たち監事は、平成15年4月1日に監事の任命を受け、同日から着任した。このため、平成14年度の監査における平成15年3月31日以前に属する監査事項は前任監事から引継ぎを受け、私たちの監査意見を形成するために必要な事項についても説明を受けた。